



介護保険

介護保険料仮徴収の

お知らせ

65歳以上の方の介護保険料は、算定の基礎となる住民税の賦課が通常6月に行われるため、7月に年間保険料が決まります。

保険料決定までの間、昨年度から引き続き特別徴収（年金天引き）により介護保険料を納める方は、平成20年2月と同じ額を平成20年8月までの各納付月に納めていただきます。

また、平成20年4月より後期高齢者医療保険料又は国民健康保険税と、介護保険料を特別徴収により納めていただく方もいらっしゃいます。（下表をご参照ください）

問い合わせ
介護保険料について

役場介護保険課総務管理係

☎985-4115

後期高齢者医療保険料について
役場町民課保険医療係

☎985-4107

国民健康保険税について

役場税務課町民税係

☎985-4110

介護保険料 (納付月)	平成20年 2月	4月	6月	8月	10月	12月	平成21年 2月
徴収 区分	本徴収	仮徴収 (平成20年2月の介護保険料額と同額を各納付月に納めていただきます)			本徴収 (7月に決定する年間保険料額から仮徴収で納めていただいた保険料額を差し引いた額を納めていただきます)		
後期高齢者医療保険料 又は国民健康保険税	平成20年4月より特別徴収が始まります。 (介護保険料とは別に算定されます)						

農業

遊休農地を なくしましょう！

安心して農地の貸し借りができる「利用権設定等促進事業」で農地の有効利用を図り、遊休農地をなくしましょう。

「利用権設定等促進事業」とは、農地の貸し借りをを行う場合、町が農家の申出により、利用権の設定計画などをまとめて「農用地利用集積計画」を作成し、農業委員会の決定を経て公告することにより、安心して農用地の貸し借りをを行う事業です。

この事業は、契約の期間が終了すると、貸した農地を確実に返してもらえます。また、貸し手は離作料を支払う必要もありません。

「農用地利用集積計画」の申出は、「農用地利用集積計画申出書」と「農用地利用集積計画書」に必要事項を記入し、農業委員会事務局へ提出してください。

※ 用紙が必要な方は、農業委員会事務局にお申し出ください。

お知らせ

なお、従来からこの事業を利用している方へは期間満了前に通知します。

受付期間

4月1日(火)～21日(月)

執務時間中

問い合わせ

農業委員会事務局

☎985-4131

住宅

老朽放置建物除却へ 補助を開始

安心安全なまちづくりの一环として災害に強いまちづくりをめざし、人口集中地区内の防災性を高め、また、地震や火災が発生した場合の2次災害の防止や、住環境の改善を図るため、老朽放置建物を除却する費用の一部を補助します。

補助内容

人口集中地区内で昭和56年5月31日以前に着工され、現に放置されている1戸建ての建物を、権限を持って除却す

る人に対して、9万円を限度として補助金を交付します。

問い合わせ

役場まちづくり課

計画建築係

☎985-4124

下水道

公共下水道事業認可変更

松前町では、浸水対策として公共下水道雨水事業実施のため、変更認可申請を行い、2月15日付けで愛媛県知事より認可されました。

この雨水事業実施区域の事業実施期間は平成26年3月31日までの予定です。実施にあたりましては、皆さんのご協力をお願いします。

なお、事業内容については図書の写しが縦覧できますので、希望する方は、役場上下水道課までお越しください。

問い合わせ

役場上下水道課

☎985-4126